



# 不登校とは

東京大学教育学部



対人関係の極みが増加する  
— 最初は、対人関係の増加を嫌う。でも、対人関係の増加は、自己の成長に不可欠だと感じるようになる。

「いい子”でいる為に、“自分らしさ”を失い、学校・社会には所属していても家に帰ったら、誰にも会いたくない・・・

解決策は、「ダメな自分も愛される」体験をシャワーのように浴びること

東京大学教育学部



# 「不登校とは」 単元

- 定義
- 状況
- 支援に関する法律
- 支援の考え方

東京大学教育学部



# 定義

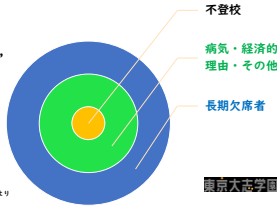
長期欠席と「不登校」

東京大学教育学部



# 不登校の定義

- 長期欠席者数  
「指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒
- 病気  
本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。
- 経済的理由  
家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者を計上。
- その他  
「病気」「経済的理由」、「不登校」いずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。

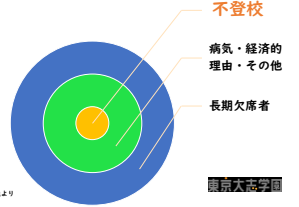


東京大学教育学部



# 不登校の定義

■ 不登校  
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者



東京大学教育学部

## 不登校の定義

「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力で何となく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。

参考：文部科学省「不登校」定義より

## 状況

「不登校」

東京大学

## 不登校の状況

①最新の長欠児童生徒数

②最新の不登校児童生徒数

③不登校の要因 上位3つ



参考：文部科学省HP

## 教育機会確保法

不登校児童生徒への姿勢に関する法律



東京大学

## 教育機会確保法

別添1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

一 総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自主的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携  
国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

出典：文部科学省HPより「平成28年12月22日」公布

## 不登校の段階別支援

学校を休み始めてから、社会的自立・学校復帰に向けた流れ

東京大学

47

## 不登校児童生徒への段階別支援

